

兵庫県公報

平成19年3月30日

第6号外

発行人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目 次

監査委員公告

○定期監査の結果に係る措置結果について 1

ページ

監査委員公告

平成19年3月30日

兵庫県監査委員

山 本 敏 信

天 宅 陸 行

久 保 敏 彦

中 村 雅 有

定期監査の結果に係る措置結果について

平成18年度において公表した定期監査の結果に対し、知事、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会委員長及び公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成19年2月27日から3月13日の間にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次とおり公表する。

一 目 次 一

定期監査の結果に係る措置

- | | | |
|-------------------------|-------|----|
| 1 平成18年6月2日付け公表分に係る措置 | ----- | 3 |
| 2 平成18年9月12日付け公表分に係る措置 | ----- | 9 |
| 3 平成18年11月22日付け公表分に係る措置 | ----- | 23 |
| 4 平成19年2月13日付け公表分に係る措置 | ----- | 28 |

平成18年6月2日付け 監査報告に係る措置

地方機関等

企画管理部関係

東播磨県民局

企画調整部

収税事務について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

200万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額 182,748,464円のうち、平成19年1月末現在 20,234,824円の徴収等を行った。

国土整備部

1 収入の促進について（加古川土木事務所）

港湾施設使用料等の収入未済額 17,231,966円のうち、平成19年2月末現在 6,785,426円を収入した。

2 予算の執行について（加古川土木事務所）

予算執行の誤りについては、支出内容の精査・確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

3 経理事務について（加古川土木事務所）

流水占用料等の調定期間の遅れについては、調定期間のチェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

4 占・使用許可事務について（加古川土木事務所）

(1) 許可期間が満了した道路占用1件については、引き続き早期更新に努めている。

(2) 港湾施設使用料等の過少調定 421,340円、調定漏れ 2,522,110円については、平成18年5月1日までに収入した。

5 工事関係事務について（加古川土木事務所）

工事設計額の積算誤りについては、担当者研修会や会議等を通じ、審査体制の強化や再発防止の徹底を図るとともに、設計図書審査表の一層の活用を図り、発生防止に努めている。

北播磨県民局

企画調整部

1 収税事務について（社県税事務所）

200万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額 236,397,900円のうち、平成19年1月末現在 73,406,400円の徴収等を行った。

2 経理事務について（総務担当）

通勤手当等の過大支給額 109,540円については、平成18年4月4日までに返納した。

県民生活部**経理事務について（社健康福祉事務所）**

賃金等の支給漏れ 26,160 円については、平成 18 年 3 月 16 日に追給した。

県土整備部**1 予算執行について（社土木事務所）**

予算執行の誤りについては、支出内容の精査・確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

2 経理事務について（社土木事務所）

河川改良事業受託費収入の調定時期の遅れについては、調定日の確認を徹底し、適正な事務処理の確保に努めている。

3 管理事務について（社土木事務所）

廃川敷地の無断使用 151 平方㍍のうち、平成 19 年 2 月末現在 38 平方㍍を売払いにより解消した。

4 占・使用許可事務について（社土木事務所）

許可期間が満了した河川占用 6 件については、平成 18 年 3 月 31 日までに継続許可申請の取下げがあり手続を完了した。

西播磨県民局**企画調整部****1 収税事務について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）**

200 万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額 311,945,435 円のうち、平成 19 年 1 月末現在 57,117,773 円の徴収等を行った。

2 経理事務について（総務担当）

(1) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料の調定漏れ 95,514 円については、平成 18 年 3 月 10 日に収入した。

(2) 即納書により直接収納した歳入歳出外現金（社会保険料）26,218 円については、平成 18 年 2 月 28 日に納付した。

3 物品の損傷について（総務担当）

自動車の運転については、交通法規の遵守とともに安全運転を心がけるよう交通事故防止研修等で機会あるごとに職員への周知徹底を図り、交通事故の防止に努めている。

地域振興部**補助事業について（上郡農林水産振興事務所）**

補助金の過大交付額 25,685 円については、平成 18 年 3 月 22 日に返納した。

県土整備部**1 収入の促進について（上郡土木事務所）**

港湾施設使用料等の収入未済額 3,669,550 円のうち、平成 19 年 2 月末現在 3,535,190 円を収入した。

2 予算執行について（上郡土木事務所）

予算執行の誤りについては、支出内容の精査・確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

3 経理事務について（上郡土木事務所）

(1) 道路橋りょう費負担金等の調定時期の遅れについては、調定日の確認を徹底し、適正な事務処理の確保に努めている。

(2) 賃金の過大支給額 12,800 円については、平成 18 年 2 月 16 日に返納した。

4 管理事務について（上郡土木事務所）

廃川敷地の無断使用 35 平方㍍は、平成 18 年 9 月 7 日までに、撤去により解消した。

5 占・使用許可事務について（上郡土木事務所）

道路占用料の過少調定額 2,431,700 円については、平成 18 年 2 月 20 日に収入した。

健康生活部関係**中央こども家庭センター****1 収入の促進について**

障害児福祉施設弁償金等の収入未済額 13,373,059 円のうち、1,527,728 円を不納欠損処理し、平成 19 年 2 月末現在 2,883,397 円を収入した。

2 経理事務について

特殊勤務手当等の過大支給額 12,600 円、過少支給額 18,248 円については、平成 18 年 3 月 28 日までに返納及び追給した。

食肉衛生検査センター**経理事務について**

通勤手当等の過少支給額 21,226 円については、平成 18 年 3 月 16 日に追給した。

県立のじぎく療育センター**経理事務について**

通勤手当等の過大支給額 15,717 円、過少支給額 25,000 円については、平成 18 年 3 月 16 日までに返納及び追給した。

農林水産部関係**県立農林水産技術総合センター****経理事務について**

- (1) 委託料（水産種苗生産等業務委託）の過大支出額1件133,336円については、平成18年3月30日に返納した。
- (2) 通勤手当等の過大支給額19,623円、過少支給額81,660円については、平成18年4月14日までに返納及び追給した。

教育委員会関係**東播磨教育事務所****1 収入の促進について**

大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額152,842,170円のうち、平成19年2月末現在19,713,320円を収入した。

2 経理事務について

勤勉手当等の過少支給額98,775円については、平成18年3月16日に追給した。

北播磨教育事務所**1 収入の促進について**

大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額98,228,790円のうち、平成19年2月末現在15,798,410円を収入した。

2 経理事務について

報償費（謝金）等の支出時期の遅れについては、平成18年4月21日付けで各市町教育委員会及び市町立学校に迅速な書類提出の徹底を指導し、適正な時期の支出に努めている。

西播磨教育事務所**収入の促進について**

大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額109,407,780円のうち、平成19年2月末現在5,481,000円収入し、919,660円を免除決定、旧安富町分675,660円を中播磨教育事務所に移管した。

県立教育研修所**経理事務について**

住居手当の過大支給額28,000円については、平成18年3月16日に返納した。

明石南高等学校**授業料の徴収状況について**

全日制高校授業料の収入未済額159,600円については、平成18年3月8日までに収入した。

錦城高等学校

授業料の徴収状況について

授業料の納期内納付の促進については、保護者への連絡や、生徒への連絡・指導等を図っている。

なお、定時制高校授業料の収入未済額 72,900 円については、平成 18 年 3 月 1 日までに収入した。

農業高等学校

1 授業料の徴収状況について

授業料の納期内納付の促進については、保護者への連絡や、生徒への連絡・指導等を図っている。

なお、全日制高校授業料の収入未済額 425,250 円については、平成 18 年 4 月 11 日までに、定時制高校授業料の収入未済額 76,900 円については、平成 18 年 5 月 26 日までに収入した。

2 経理事務について

扶養手当等の過大支給額 49,140 円については、平成 18 年 3 月 16 日に返納した。

東播工業高等学校

授業料の徴収状況について

全日制高校授業料の収入未済額 220,800 円については、平成 18 年 3 月 31 日までに収入した。

三木東高等学校

授業料の徴収状況について

全日制高校授業料の収入未済額 65,700 円については、平成 18 年 1 月 31 日までに収入した。

松陽高等学校

授業料の徴収状況について

授業料の納期内納付の促進については、保護者への連絡や、生徒への連絡・指導等を図っている。

なお、全日制高校授業料の収入未済額 207,900 円については、平成 18 年 3 月 3 日までに、定時制高校授業料の収入未済額 53,900 円については、平成 18 年 4 月 14 日までに収入した。

播磨南高等学校

予算執行について

予算執行年度の誤りについては、支出年度の確認を徹底するとともに、相互チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

播磨農業高等学校**授業料の徴収状況について**

全日制高校授業料の収入未済額 204,900 円については、平成 18 年 4 月 14 日までに収入した。

龍野実業高等学校**授業料の徴収状況について**

授業料の納期内納付の促進については、保護者への連絡や、生徒への連絡・指導等を図っている。

なお、全日制高校授業料の収入未済額 417,750 円については、平成 18 年 5 月 31 日までに、定時制高校授業料の収入未済額 117,200 円については、平成 18 年 5 月 29 日までに収入した。

公安委員会関係**明石警察署****経理事務について**

通勤手当等の過大支給額 21,162 円、過少支給額 10,241 円については、平成 18 年 3 月 16 日までに返納及び追給した。

平成18年9月12日付け 監査報告に係る措置**本 庁****企 業 庁****1 土地の売却について（地域整備事業会計）**

未売却面積 2,334,946 平方㍍のうち、その土地利用が確定しているもの等を除いた実質未売却面積は 693,835 平方㍍であり、これらの分譲については、平成 17 年度に創設した立地インセンティブや企業誘致体制などを最大限活用しつつ、他の産業政策や企業誘致関係機関などと緊密な連携を図りながら、機動的な実効ある企業誘致活動に取り組んだ結果、平成 19 年 2 月末現在 199,506 平方㍍を売却した。

そのうち売却可能となってから 10 年を経過しているものについては、9,582 平方㍍を売却した。

2 前年度未収金について（地域整備事業会計）

前年度未収金 3,339,500 円については、引き続き納付を督促するとともに、情報収集を行い債権の回収に努めている。

3 経理事務について（水道用水供給事業会計、工業用水道事業会計）

(1) 通勤手当の過少支給額 13,700 円については、平成 18 年 7 月 31 日に追給した。

(2) 扶養手当等の過大支給額 13,750 円については、平成 18 年 7 月 25 日に返納した。

(3) 工具器具及び備品の減価償却累計額の過少計上額 461,700 円については、平成 18 年 7 月 19 日に修正処理した。

病 院 局**1 経営成績について**

経営収支の改善を図るため、平成 18 年度についても県立病院経営実施計画委員会を設置し、各病院ごとの経営実施計画を策定するとともに、計画達成並びに経営収支の改善について各病院に指導を行った。

2 未収金について

(1) 未収金（現年度の診療報酬等を除く）9,005,163 円については、電話督促や訪問督促を実施する等、徴収に努めている。

(2) 各病院における未収金 213,662,582 円のうち、平成 19 年 1 月現在 18,818,520 円を収入した。

3 経理事務について

医業外収益の過大計上額 21,570 円については、平成 18 年 6 月 23 日に修正処理を行った。

地 方 機 関 等

県民政策部関係

兵庫陶芸美術館

經理事務について

行政財産の使用許可に伴う財産使用料の調定時期の遅れについては、使用料算定の基礎となる公有財産登録に日数を費やすことのないよう、適正な事務処理の確保に努めている。

企画管理部関係

神 戸 県 民 局

企画県民部

1 経理事務について（総務担当）

通勤手当の過少支給額 41,310 円については、平成 18 年 7 月 14 日に追給した。

2 物品の損傷について（総務担当）

自動車の運転については、職場会議や交通安全研修を実施し、交通法規の遵守と安全運転の徹底を図り、交通事故の防止及び物品の適正管理に努めている。

県税部

収税事務について

〔 神戸県税事務所、灘県税事務所、兵庫県税事務所、
西神戸県税事務所 〕

200 万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額 1,252,336,800 円のうち、平成 19 年 1 月末現在 407,208,713 円の徴収等を行った。

県土整備部

1 管理事務について（神戸土木事務所）

廃川敷地の無断使用 4,298 平方㍍のうち、平成 19 年 2 月末現在 3,161 平方㍍を売払い等により解消した。

2 占・使用許可事務について（神戸土木事務所）

河川占用 1 件については、新たな使用者に対して占用許可申請を行うよう指導に努めている。

3 工事関係事務について（神戸土木事務所）

工事設計額の積算誤りについては、担当者研修会や会議等を通じ、審査体制の強化や再発防止の徹底を図るとともに、設計図書審査表の一層の活用を図り、発生防止に努めている。

阪神南県民局**企画調整部**

- 1 収税事務について（尼崎県税事務所、西宮県税事務所）
 - (1) 200万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額692,511,022円のうち、平成19年1月末現在328,164,008円の徴収等を行った。
 - (2) 個人事業税の交付要求の遅れについては、迅速な事務処理の徹底に努めている。
- 2 経理事務について（総務担当、西宮県税事務所）
報酬等の過大支給額351,484円については、平成19年3月1日までに返納した。

地域振興部**補助事業について（産業労働担当）**

補助金の過大交付額115,000円については、平成18年7月10日に返納した。

県土整備部

- 1 収入の促進について（西宮土木事務所、尼崎港管理事務所）
港湾施設使用料等の収入未済額155,600,582円のうち、平成19年2月末現在36,802,836円を収入した。
- 2 経理事務について（西宮土木事務所）
工事請負費（部分払金）の過大支出については、チェック体制を強化し、契約の内容に基づいた適正な事務処理の確保に努めている。
- 3 管理事務について（西宮土木事務所）
廃川敷地の無断使用311平方㍍については、引き続き無断使用の解消に努めている。
- 4 占・使用許可事務について（尼崎港管理事務所）
港湾施設使用料の過少調定額44,470円については、平成18年9月25日までに収入した。
- 5 工事関係事務について（西宮土木事務所）
物件移転補償の設計額の積算誤りについては、精度監理研修や会議等を通じ、審査体制の強化や再発防止の徹底に努めている。

阪神北県民局**企画調整部**

- 1 収税事務について（伊丹県税事務所）
200万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額308,917,443円のうち、平成19年1月末現在114,033,652円の徴収等を行った。
- 2 課税事務について（伊丹県税事務所）
個人事業税等の過少課税額16,800円、課税漏れ額6,900円については、平成18年7月10日までに更正処理及び課税処理した。
- 3 経理事務について（総務担当）
賃金の過少支給額26,800円については、平成18年5月31日に追給した。

県民生活部**補助事業について（宝塚健康福祉事務所）**

補助金の過大交付額 509,000 円については、平成 18 年 7 月 28 日に返納した。

県土整備部**1 収入の促進について（宝塚土木事務所）**

雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済額 2,822,115 円については、引き続き収入の促進に努めている。

2 経理事務について（宝塚土木事務所）

工事請負費（部分払金）の過大支出については、支出内容の精査・確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

3 管理事務について（宝塚土木事務所）

廃川敷地の無断使用 91 平方㍍については、引き続き無断使用の解消に努めている。

4 占・使用許可事務について（宝塚土木事務所）

(1) 許可更新手続未了の 1 件については、平成 18 年 7 月 3 日までに廃止手続を完了した。

(2) 過大調定となっていた河川占用料 40,860 円については、平成 18 年 10 月 26 日に減額調定した。

丹波県民局**企画調整部****1 収税事務について（柏原県税事務所）**

200 万円以上の県税高額滞納者に係る滞納額 12,551,651 円のうち、平成 19 年 1 月末現在 1,297,900 円の徴収等を行った。

2 経理事務について（柏原県税事務所）

報償費（間税報償費）の過少支出額 341,700 円については、平成 18 年 7 月 20 日に支出した。

3 物品の損傷について（総務担当）

交通事故の防止については、局長通知により注意を喚起するほか、職場会議や交通安全研修を通じ、法の遵守や安全運転意識の徹底を図り交通事故の防止に努めている。

地域振興部**補助事業について（柏原土地改良事務所）**

工事設計額の積算誤りについては、担当者研修会や会議等を通じ、審査体制の強化や再発防止の徹底を図るとともに、市町への指導を徹底することにより、適正な事務処理の確保に努めている。

県土整備部**経理事務について（柏原土木事務所）**

- (1) 河川改良事業受託費収入の調定時期の遅れについては、事務処理状況の確認を徹底する等、適正かつ迅速な事務処理の確保に努めている。
- (2) 工事請負費(部分払金)の過大支出については、支出内容の精査・確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適切な事務処理の確保に努めている。

兵庫県立大学**1 収入の促進について**

県立大学研究調査受託費収入の収入未済額 1,575,000 円については、平成 18 年 4 月 5 日に収入した。

2 経理事務について

- (1) 委託料（学舎間バス運行業務委託）の過大支出額 27,528 円については、平成 18 年 5 月 23 日に返納した。
- (2) 通勤手当等の過少支給額 69,699 円については、平成 18 年 6 月 16 日までに追給した。

健康生活部関係**西宮こども家庭センター****1 収入の促進について**

障害児福祉施設弁償金等の収入未済額 29,628,656 円のうち、1,325,641 円を不納欠損処理し、平成 19 年 2 月末現在 2,069,854 円を収入した。

2 経理事務について

報償費（謝金）の支出時期の遅れについては、支給日の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

県立精神保健福祉センター**経理事務について**

報酬の支給漏れ 12,500 円については、平成 18 年 5 月 12 日に追給した。

産業労働部関係**県立工業技術センター****1 経理事務について**

支出科目の誤りについては、支出内容の精査、確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

2 契約事務について

契約保証金の算定の誤りについては、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

企 業 庁 関 係**猪名川広域水道事務所****経理事務について**

扶養手当等の過少支給額 231,000 円については、平成 18 年 7 月 20 日に追給した。

北摂広域水道事務所**1 経理事務について**

建設仮勘定から機械及び装置への振替処理漏れ 24,395,500 円については、平成 18 年 6 月 30 日に修正処理した。

2 契約事務について

契約保証金の徴収等をしていなかったものについては、事務処理の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

病 院 局 関 係**県立尼崎病院****1 経営成績について**

平成 18 年度の経営改善重点事項として、診療単価及び病床利用率の向上や紹介率の向上、平均在院日数の短縮等により収益の確保を図るとともに、材料費、経費の節減を行い、收支の改善に努めている。

2 診療報酬請求事務について

診療報酬の過少請求額 43,420 円については、平成 18 年 6 月 29 日までに審査機関に再請求した。

3 未収金について

未収金（現年度の診療報酬等を除く。）49,950,791 円のうち、平成 19 年 1 月末現在 5,848,371 円を収入した。

4 経理事務について

(1) 固定資産除却費の過大計上額 17,754,432 円については、平成 18 年 6 月 23 日に修正処理した。

(2) 徴収不能引当損の過大計上額 15,070,949 円については、平成 18 年 6 月 23 日に修正処理した。

(3) 医業未収金の過大計上額 21,393,957 円については、平成 18 年 6 月 30 日に修正処理した。

5 契約事務について

契約事務については、事務処理の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

県立塚口病院**1 経営成績について**

平成18年度の経営改善重点事項として地域医療連携を推し進め、紹介率、診療単価、病床利用率のアップ、平均在院日数の短縮等により収益の確保を図るとともに、材料費、経費の節減を行い、収支の改善に努めている。

2 未収金について

未収金（現年度の診療報酬等を除く。）26,001,459円のうち、平成19年1月末現在3,188,653円を収入した。

3 経理事務について

- (1) 期末手当等の過大支給額301,828円については、平成18年7月24日に返納した。
- (2) 徴収不能引当損の過大計上額973,397円については、平成18年7月3日に修正処理した。
- (3) 医業未収金の過少計上額1,685,158円については、平成18年7月3日に修正処理した。

4 契約事務について

契約事務については、事務処理の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。

県立西宮病院**1 経営成績について**

平成18年度の経営改善重点事項として、診療単価及び病床利用率の向上並びに地域医療機関との連携強化による紹介率の向上や平均在院日数の短縮等により収益の確保を図るとともに、材料費、経費の節減を行い、収支の改善に努めている。

2 未収金について

未収金（現年度の診療報酬等を除く。）27,777,864円のうち、平成19年1月末現在1,897,552円を収入した。

3 予算執行について

予算執行については、年度区分の確認を徹底し、適正な事務処理の確保に努めている。

4 経理事務について

- (1) 住居手当等の過大支給額49,000円、過少支給額24,790円については、平成18年7月21日までに返納及び追給した。

- (2) 貯蔵品の過大計上額94,867円については、平成18年6月30日に修正処理した。

5 契約事務について

契約事務については、事務処理の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めている。